平成30年度　府立学校に対する指示事項「取組みの重点」（新旧対照表）

|  |  |
| --- | --- |
| 平成30年度　指示事項（案） | 平成29年度　指示事項 |
| （１）【「確かな学力」の育成と授業改善】 次期学習指導要領を踏まえるとともに高大接続改革を見越し、生きて働く  「知識・技能」の習得、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養を行うための取組みが必要である。また、学習到達目標、評価の観点の趣旨と評価方法を設定し、指導と評価の年間計画（シラバス）に  位置付けるとともに、指導と評価の一体化を行い、授業改善に努めることが必要である。  ア　観点別学習状況の評価を進めるとともに、計画・実践（指導）・評価・改善という一連の活動を繰り返すことにより授業改善を行うこと。  イ「主体的・対話的で深い学び」の実現をめざした授業を行うこと。  ウ　次期学習指導要領の内容について、教職員に周知を図るとともに、平成34年度からの実施に向けて教育課程の検討を始めること。 | （１）【「確かな学力」の育成】  次期学習指導要領を見据えて、生きて働く「知識・技能」の習得、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性」の涵養が必要である。  ア　児童・生徒の「確かな学力」を育むため、創意工夫した特色ある教育活動に取り組む。  イ　「主体的・対話的で深い学び」の実現をめざした授業改善に取り組む。  ウ　資質・能力の育成につながるよう多面的・多角的な学習評価の工夫を図る。 |
| （２）【グローバル人材の育成】  グローバル化や情報化をはじめとした社会の加速度的な変化に対応するため、国際的な視野を育むとともに、問題発見・解決能力、論理的思考力、探究力、コミュニケーション能力を育てることが必要である。  ア　国際的共通語として中心的な役割を果たしている英語の４技能（「聞く・話す・読む・書く」）をバランス良く育成すること。  イ　国際交流等により文化や習慣の違いを尊重する精神等を育むように努めること。  ウ　理数教育の充実を図り、科学的な見方、考え方、表現力等を育成すること。 | （２）【グローバル人材の育成】  グローバル化や情報化をはじめとした社会の加速度的な変化に対応するため、文化や習慣の違いを尊重する精神等を育むとともに、問題発見・解決能力、論理的思考力や探究力、コミュニケーション能力を育てることが必要である。  ア　国際的共通語として中心的な役割を果たしている英語によるコミュニケーション能力の育成を図る。  イ　海外研修や国際交流を積極的に行い、生徒の国際性を涵養する。  ウ　理数教育の充実等により、科学的な見方、考え方、表現力等を育成する。 |
| （本編へ移行） | （３）【学校の教育活動の積極的な情報発信】 |
| （３）【「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進】 障がいのある幼児・児童・生徒が地域社会の中で積極的に活動し、豊かに生きるために、支援学級・支援学校のみならず、幼稚園、小・中学校の通常の学級や高校等での多様な学びの場を用意するとともに、障がいのある幼児・児童・生徒と障がいのない幼児・児童・生徒が、相互理解を深め、いきいきと学校生活を送ることができる「ともに学び、ともに育つ」教育を全ての学校においてさらに推進することが必要である。  ア　学習指導要領を踏まえ「交流及び共同学習」を計画的・組織的に継続して実施し、共に助け合い、支え合って生きていく大切さを学ぶ相互交流の機会を設けること。  イ　府立高校には、障がいのある生徒が多く在籍することから、自立支援推進校・共生推進校の成果を共有・活用し、障がいのある生徒の実態に即した学習機会の確保や仲間づくりの充実を図ること。 | （４）【「ともに学び、ともに育つ」教育の推進】  障がいのある幼児・児童・生徒が地域社会の中で積極的に活動し、豊かに生きるために、支援学級・支援学校のみならず、幼稚園、小・中学校の通常の学級や高校等での多様な学びの場を用意するとともに、障がいのある幼児・児童・生徒と障がいのない幼児・児童・生徒が、相互理解を深め、いきいきと学校生活を送ることができる「ともに学び、ともに育つ」教育を全ての学校において推進することが必要である。  ア　学習指導要領を踏まえ「交流及び共同学習」を計画的・組織的に継続して実施し、共に助け合い、支え合って生きていく大切さを学ぶ相互交流の機会を設けること。  イ　府立高校には、障がいのある生徒が多く在籍することから、自立支援推進校・共生推進校の成果を共有・活用し、障がいのある生徒の実態に即した学習機会の確保や仲間づくりの充実を図ること。 |
| （４）【一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実】  発達障がいを含む障がいのある幼児・児童・生徒の一人ひとりの教育的ニーズを把握し、将来の自立、社会参加をめざした効果的な指導・支援の充実を図ることが必要である。  ア　学校は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、合理的配慮の提供に向け、本人・保護者との合意形成に努めること。  イ　障がいのある一人ひとりの幼児・児童・生徒の実態を適切に把握し、保護者、関係者等と連携した上で、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成・活用の充実を図ること。  ウ　医療的ケアの必要な幼児・児童・生徒が、安全・安心に学校生活を送ることができるよう、とりわけ、高度・複雑化する医療的ケアに対応できるよう校内体制の整備・充実等に努めること。  エ　障がいのある生徒が将来の進路を主体的に選択できるよう、進路に関する適切な情報を本人・保護者に提供するとともに、インターンシップや職場見学等の体験学習の充実に努め、早い段階からキャリア教育を計画的・総合的に進めること。  オ　府立高校においては、支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会を活用し、校内支援体制を充実させること。  カ　府立支援学校においては、地域の関係機関との連携を一層進め、地域支援室の設置等による相談体制の整備に努め、地域における支援教育のセンター的機能の充実を図ること。  キ　府立支援学校においては、高等部教育課程の改善充実に努め、特色ある高等部づくりをめざすこと。その際、職業コースや地域・企業と連携した教育課程の編成等、就労や社会参加につながるキャリア教育の一層の充実を図ること。  ク　府立支援学校においては、部活動等による放課後や長期休暇中の学校教育活動を関係機関との連携により充実させ、障がい者スポーツ・文化芸術活動の促進を図ること。 | （５）【一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実】  発達障がいを含む障がいのある幼児・児童・生徒の一人ひとりの教育的ニーズを把握し、将来の自立、社会参加をめざした効果的な指導・支援の充実を図ることが必要である。  ア　「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、合理的配慮の提供に向け、合意形成に努めること。  イ　府立高校においては、支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会を活用し、校内支援体制を充実させること。また、学校生活や授業で「困り感」を有する生徒の心情に寄り添って、個々の状況やニーズを把握しながら、「わかる」授業づくりに努めるとともに、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成・活用に努めること。  ウ　府立支援学校においては、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、活用の充実を図るとともに、地域の関係機関との連携を一層進め、地域支援室の設置等、相談体制の整備に努めるなど、地域における支援教育のセンター的機能の充実を図ること。  エ　医療的ケアが必要な子どもが、安心・安全に学校生活を送ることができるよう、校内体制を整備し、とりわけ、高度・複雑化する医療的ケアに対応できるよう配慮すること。  オ　障がいのある生徒が将来の進路を主体的に選択できるよう、進路に関する適切な情報を本人・保護者に提供するとともに、インターンシップや職場見学等の体験学習の充実に努め、早い段階からキャリア教育を計画的・総合的に進めること。  カ　府立支援学校においては、高等部教育課程の改善充実に努め、特色ある高等部づくりをめざすこと。その際、職業コースや地域・企業と連携した教育課程の編成等、就労や社会参加につながるキャリア教育の一層の充実を図ること。 |
| （５）【人権尊重の教育の推進】  様々な人権問題を解決し、人権尊重の社会づくりを進めるために、国及び府の関係法令等に基づき、あらゆる教育活動を通じて人権教育を計画的・総合的に推進することが必要である。  ア　人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、子ども、同和問題、男女平等、障がい者、在日外国人に係る人権問題をはじめ、様々な人権問題の解決をめざした教育を人権教育として総合的に推進すること。  イ　児童・生徒が自他の権利を尊重するとともに、社会の一員としての自覚のもとに義務を果たすという基本的姿勢の形成をめざすこと。  ウ　支援を要する幼児・児童・生徒に対する指導等に当たっては、人権尊重の視点に立って関係機関や専門家とも連携し、組織的に対応するよう校内指導体制を整備すること。  エ　全ての教職員が自らの人権意識を絶えず見つめ直しつつ、教育活動を行うよう指導すること。とりわけ、教職経験年数の少ない教職員に人権教育の成果を継承できるよう研修に努めること。 | （６）【人権尊重の教育の推進】  様々な人権問題を解決し、人権尊重の社会づくりを進めるために、人権教育に係る国及び府の関係法令等に基づき、あらゆる教育活動を通じて人権教育を計画的・総合的に推進することが必要である。  ア　人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、子ども、同和問題、男女平等、障がい者、在日外国人に係る人権問題をはじめ、様々な人権問題の解決をめざした教育を人権教育として総合的に推進すること。  イ　児童・生徒が自他の権利を尊重するとともに、社会の一員としての自覚のもとに義務を果たすという基本的姿勢の形成をめざすこと。  ウ　支援を要する幼児・児童・生徒に対する指導等に当たっては、人権尊重の視点に立って関係機関や専門家とも連携し、組織的に対応するよう校内指導体制を整備すること。  エ　全ての教職員が自らの人権意識を絶えず見つめ直しつつ、教育活動を行うよう指導すること。とりわけ、教職経験年数の少ない教職員に人権教育の成果を継承できるよう研修に努めること。 |
| （６）【情報リテラシーの育成】  SNS上でのいじめやトラブルが多数生起していることや、ネットワーク上で有害情報が発信されている現状を踏まえ、情報の取扱いについて、とりわけ情報を発信する際の基礎的な資質能力を育成する必要がある。  ア　情報社会における正しい判断や望ましい態度、セキュリティーの知識・技術及び健康への認識といった情報モラルの育成に努めること。  イ　校内での携帯電話原則使用禁止など、指導方針の周知の徹底や過度の依存を防止するための総合的な取組みを行うこと。 | （７）【情報リテラシーの育成】  ネットワーク上で有害情報等が発信されている現状を踏まえ、児童・生徒のインターネットや携帯電話等の活用状況に応じて、情報の取扱いについての基礎的な資質能力を育成する必要がある。  ア　情報社会における正しい判断や望ましい態度、セキュリティーの知識・技術及び健康への認識といった情報モラルの育成に努めること。  イ　校内での携帯電話原則使用禁止など、指導方針の周知の徹底や過度の依存を防止するための総合的な取組みを行うこと。 |
| （７）【中退・不登校の未然防止】  府立高校の中途退学・不登校を未然に防止するため、関係機関との連携やスクールカウンセラー等の専門人材の活用を進め、生徒の状況に応じた教育活動を推進する必要がある。  ア　中高連携・人間関係づくり・基礎学力の充実を柱とする学校運営・教育相談体制の充実を図り、キャリア教育を推進すること。  イ　とりわけ中途退学の多い学校については、生徒の実態を的確に把握してその原因を分析し、未然防止の取組みを組織的に推進すること。  ウ　不登校から原級留置や中途退学に至る生徒も多いことを踏まえ、不登校の兆しの早期発見に努めること。その際、家庭・専門人材・外部機関等と連携し、校内の相談体制の充実を図ること。  エ　中退・不登校の未然防止に効果のあった実践例を共有し、各校の状況に応じた教育活動のさらなる推進を図ること。  オ　不登校の児童・生徒には、本人及び保護者との信頼関係を保ちながら、再び登校できるように必要な支援を行うこと。 | （８）【中退・不登校の未然防止】 　　府立高校の中途退学・不登校の割合は全国平均より高くなっており、生徒の状況に応じた教育活動を推進する必要がある。  ア　中高連携・人間関係づくり・基礎学力の充実を柱とする学校運営・教育相談体制の充実、家庭・支援学校等の関係機関・外部人材・外部機関等との連携を図るとともに、キャリア教育を推進すること。  イ　とりわけ中途退学の多い学校については、生徒の実態を的確に把握してその原因を分析し、未然防止の取組みを組織的に推進すること。  ウ　不登校から原級留置や中途退学に至る生徒も多いことを踏まえ、不登校の兆しの早期発見に努め、スクールカウンセラーの活用等、校内の相談体制の充実を図り、未然防止に努めること。  エ　中退・不登校の未然防止に効果のあった実践例を共有し、各校の状況に応じた教育活動の更なる推進を図ること。 |
| （８）【いじめの防止】  いじめ問題への対応は緊急かつ重要であり、対応にあたっては各校の「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめに関する校内組織（「学校いじめ対策組織」等）を中心に、いじめの未然防止、早期発見・早期解決に組織的に取り組む必要がある。  ア　「大阪府いじめ防止基本方針（改訂版）」に基づき、各校の「いじめ防止基本方針」を点検し見直すこと。  イ　定期的ないじめに関するアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むこと。  ウ　いじめが疑われる事象が明らかになった場合、「学校いじめ対策組織」等を中心に関係機関・専門機関と連携しながら、保護者の協力を得て、迅速かつ適切に対応すること。 | （９）【いじめの防止】  いじめ問題への対応は緊急かつ重要であり、いじめの未然防止、早期発見・早期解決に取り組む必要がある。  ア　「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止等の組織的な対策の実効性を高めること。  イ　定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むこと。  ウ　いじめ事象に対しては、関係機関・専門機関と連携しながら、保護者の協力を得て、校内体制を活用し迅速かつ適切に対応すること。 |
| （本編へ移行） | （10）【政治的教養を育む教育の推進】 |
| （９）【教職員の組織的・継続的な人材育成】 管理職が自らの資質能力の向上を図りながら、今後の社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員の組織的・継続的な育成を図る必要がある。  ア　「校長及び教員の資質向上に関する指標」及び「研修計画」（仮称）に基づき、初任期からミドルリーダー・次代の管理職に至るまで、系統的に育成すること。  イ　生徒指導、授業づくりなど、校外研修で学んだ理論を校内で実践することをはじめ、首席や指導教諭を活用した、日常的なＯＪＴの推進に努めること。  ウ　「府立学校リーダー養成研修」等の府教育センターの研修を活用し、校内において学校組織マネジメントの経験を積ませるなど、次代の管理職の養成に努めること。 | （11）【教職員の組織的・継続的な人材育成】 管理職が自らの資質能力の向上を図りながら、今後の社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員の組織的・継続的な育成を図るとともに、次代の管理職の養成を進めることが必要である。  ア　多くの教職員が退職・採用される状況のもと、校外研修で学んだ理論を校内で系統的・計画的に実践するなど、日常的なＯＪＴの推進に努めること。  イ　「ＯＳＡＫＡ教職スタンダード」「スクールリーダースタンダード」を参考に、首席や指導教諭を活用しながら、初任者をはじめとする教職経験年数の少ない教職員の資質・能力の向上、及び学校経営の中核を担うミドルリーダーの育成を図ること。  ウ　「府立学校リーダー養成研修」等の府教育センターの研修を活用し、校内において学校組織マネジメントの経験を積ませるなど、次代の管理職の養成に努めること。 |
| （10）【体罰・セクハラ防止の取組み】 体罰、セクシュアル・ハラスメントは子どもに対する重大な人権侵害であるにもかかわらず、根絶されていない現状を重く受け止め、体罰、セクシュアル・ハラスメントは絶対に許さないということを一人ひとりの教職員が改めて理解・認識するとともに、学校全体として防止・根絶に取り組む必要がある。事象が生起した場合は被害者保護を最優先に組織的に対応する必要がある。  ア　校内研修を実施するなど、教職員に対して指導の徹底を図り、体罰、セクシュアル・ハラスメントを許さない意識を醸成すること。  イ　校内に相談窓口を設置し、幼児・児童・生徒、保護者への周知を徹底するとともに、アンケート調査の活用等あらゆる機会をとらえて実態把握に努めること。  ウ　万一、事象が生起した場合に備えて、迅速かつ的確に対応できる校内体制を整えること。 | （12）【体罰・セクハラ防止の取組み】 体罰、セクシュアル・ハラスメントは子どもに対する重大な人権侵害であり、学校全体として防止・根絶に取り組む必要がある。  ア　校内研修を実施するなど、教職員に対して指導の徹底を図り、体罰、セクシュアル・ハラスメントを許さない意識を醸成すること。  イ　校内に相談窓口を設置し、幼児・児童・生徒、保護者への周知を徹底するとともに、アンケート調査の活用等あらゆる機会をとらえて実態把握に努めること。  ウ　万一、事象が生起した場合に備えて、迅速かつ的確に対応できる校内体制を整えること。 |
| （11）【「指導が不適切である」教員への対応】  「指導が不適切である」と思われる教員の指導力向上のために、「教員評価支援チーム」と学校が連携を強化し、適切に対応することが必要である。  ア　校長は、授業観察等により「指導が不適切である」と思われる教員の状況把握を的確に行うとともに、当該教員への適切な指導・助言、校内研修の実施等、校内におけるサポート体制を整備し、その充実を図ること。  イ　府教育委員会に設置した「教員評価支援チーム」及び府教育センターの相談・支援機能を積極的に活用し、早期改善に努めること。  ウ　校長は、指導改善研修が必要であると判断した場合には、府教育委員会に申請し、十分連携して対応すること。  エ　新規採用教職員については、指導・育成を図るとともに、条件附採用の趣旨を踏まえて厳格に対応すること。 | （13）【「指導が不適切である」教員への対応】  「指導が不適切である」と思われる教員の指導力向上のために、「教員評価支援チーム」と学校が連携を強化し、適切に対応することが必要である。  ア　校長は、授業観察等により「指導が不適切である」と思われる教員の状況把握を的確に行うとともに、当該教員への適切な指導・助言、校内研修の実施等、校内におけるサポート体制を整備し、その充実を図ること。  イ　府教育委員会に設置した「教員評価支援チーム」及び府教育センターの相談・支援機能を積極的に活用し、早期改善に努めること。  ウ　校長は、指導改善研修が必要であると判断した場合には、府教育委員会に申請し、十分連携して対応すること。  エ　新規採用教職員については、指導・育成を図るとともに、条件附採用の趣旨を踏まえて厳格に対応すること。 |
| （12）【働き方改革】 府立学校において、各校の特色や状況に応じた長時間勤務の縮減に向けた取組みの促進や、勤務時間管理及び健康管理を徹底するとともに、教職員一人ひとりの意識改革を推進するなど、教職員の「働き方改革」に取組むことが重要である。  ア　全校一斉退庁日の設定  　　　定時退庁に努め、遅くとも午後７時までに全員退庁するものとする「全  校一斉退庁日」を、少なくとも週1回設定すること。なお、定時制及び通  信制の課程にあっては、定時退庁に努めること。  イ　ノークラブデー（部活動休養日）の明確化  　　　部活動については、活動を行わない日をクラブ毎に少なくとも週1回設  定し、ノークラブデー（部活動休養日）として明確にすること。 | （14）【教職員の長時間勤務の縮減】 　　教職員についても「働き方改革」や健康管理の観点から、長時間勤務の一層の縮減を図る必要がある。府立学校においても、各校の特色や状況に応じた縮減に向けた取組みの促進や、勤務時間管理及び健康管理を徹底するとともに、教職員一人ひとりの意識改革を推進することが重要である。  ア　全校一斉退庁日の設定  　　　定時退庁に努め、遅くとも午後７時までに全員退庁するものとする「全  校一斉退庁日」を、少なくとも週1回設定すること。なお、定時制及び通  信制の課程にあっては、定時退庁に努めること。  イ　ノークラブデー（部活動休養日）の明確化  　　　部活動については、活動を行わない日をクラブ毎に少なくとも週1回設  定し、ノークラブデー（部活動休養日）として明確にすること。 |
| （13）【個人情報の適正な管理】 府立学校において、個人情報の紛失や流出等の事象が度重なり生起していることを踏まえ、何よりもまず、個人情報の取扱いに対する教職員の意識を高めることが必要である。そのためには、教職員一人ひとりが個人情報の適正な取扱いができるよう、定められた手順を守ることをはじめ、個人情報の管理のためのルールの徹底を図る必要がある。  ア　「大阪府教育委員会における個人情報の安全管理に関する基本方針」及び「大阪府教育委員会における個人情報の取扱い及び管理に関する要綱」（平成27年12月４日決定）に基づき、個人情報の適正な取扱いに努めること。  イ　個人情報の誤送付や紛失が相次いでいる現状をふまえ、教職員一人ひとりに個人情報を取り扱う者としての責任の重さを改めて強く意識させること。  ウ　万一、事象が生起した場合に備えて、連絡・報告の方法を確認し、教職員に周知徹底するとともに、事後の対応が迅速かつ的確にできる体制を整えること。 | （15）【個人情報の適正な管理】 府立学校において、答案の紛失や個人情報の流出等の事象が度重なり生起していることを踏まえ、校内の情報管理の体制づくりを行うとともに、教職員の意識を高めることが必要である。  ア　「大阪府教育委員会における個人情報の安全管理に関する基本方針」及び「大阪府教育委員会における個人情報の取扱い及び管理に関する要綱」（平成27年12月４日決定）に基づき、個人情報の適正な取扱いに努めること。  イ　「教育委員会情報セキュリティーポリシー実施手順」（平成26年４月１日改正）18条に基づき、各学校で作成した個人情報取扱いのガイドラインに従い、個人情報の管理に当たっては、鍵の掛かる場所に保管することや、緊急やむを得ない場合を除き持ち出しを禁止すること等のルールの徹底を図ること。（本編に移動）  ウ　万一、事象が生起した場合に備えて、連絡・報告の方法を確認し、教職員に周知徹底するとともに、事後の対応が迅速かつ的確にできる体制を整えること。 |
| （14）【学校会計事務の適正化】 　府立学校における会計事務については、規則・マニュアルに基づいて適正に処理する必要がある。また、学校指定物品等については代金引換や後払い方式を徹底し、不測の事態が生じた際の損害を回避できるように事務処理を行う必要がある。  ア　契約・支出事務等の予算の執行に当たっては、財務規則及び随意契約ガイドライン等に基づき適正に行うとともに、その効率的・効果的な執行に努めること。  イ　学校徴収金等の取扱いについては、「学校徴収金及び団体徴収金等の会計処理基準」に基づき適正に処理すること｡ | （平成30年度本編より移動） |
| （15）【子どもたちの生命・身体を守る取組み】 尊い命が絶たれるという重大な事象や、増加する子どもへの虐待の対策として、幼児・児童・生徒一人ひとりの状況を的確に把握し、子ども家庭センター等の関係機関と連携しながら、必要な指導・支援を行う必要がある。  ア　幼児・児童・生徒が被害者にも加害者にもならないよう、あらゆる教育活動を通じて幼児・児童・生徒相互が気持ちを伝え合える環境を整えること。  イ　幼児・児童・生徒の生命・身体を守るために、日頃の状況を把握するとともに、教育相談体制を充実させることにより、小さな変化を見逃さず、事象や課題の早期発見、早期対応に努めること。  ウ　「児童虐待の防止等に関する法律」に基づき、児童虐待を受けたと思われる幼児・児童・生徒を発見した場合、速やかに関係機関に通告し、連携して継続的に支援すること。 | （16）【子どもたちの生命・身体を守る取組み】  尊い命が絶たれるという重大な事象や、増加する子どもへの虐待の対策として、幼児・児童・生徒一人ひとりの状況を的確に把握し、子ども家庭センター等の関係機関と連携しながら、必要な指導・支援を行う必要がある。  ア　幼児・児童・生徒が被害者にも加害者にもならないよう、あらゆる教育活動を通じて幼児・児童・生徒相互が気持ちを伝え合える環境を整えること。  イ　幼児・児童・生徒の生命・身体を守るために、日頃の状況を把握するとともに、教育相談体制を充実させることにより、小さな変化を見逃さず、事象や課題の早期発見、早期対応に努めること。  ウ　「児童虐待の防止等に関する法律」に基づき、児童虐待を受けたと思われる幼児・児童・生徒を発見した場合、速やかに関係機関に通告し、連携して継続的に支援すること。 |
| （16）【防災教育の取組み】 東日本大震災の教訓を踏まえ、また、その後も自然災害が全国各地で発生している状況を鑑み、学校の実態に応じ、自然災害から幼児・児童・生徒の命を守るため地域と連携した取組みが必要である。  大規模災害の発生時には、避難所が開設されるまでの間、各学校が地域住民の避難先となることもあるため、地域と連携し、学校の組織体制を整えておく必要がある。  ア　火災のみならず、様々な自然災害等を想定した実践的な避難訓練を行うなど、幼児・児童・生徒が自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」を育成するとともに、高校生においては支援者となる観点を踏まえ、「共助」に関する意識の向上を図ること。  イ　防災計画を策定し、日頃から教職員の連絡・配備体制について周知徹底を図るとともに、危機管理マニュアルや大規模災害時初期対応マニュアルの点検・見直しを行うなど、災害に備えた危機管理体制の確立を図ること。 | （17）【防災教育の取組み】 東日本大震災の教訓を踏まえ、また、その後も自然災害が全国各地で発生している状況を鑑み、学校の実態に応じた、自然災害から幼児・児童・生徒の命を守るための取組みが必要である。  ア　火災のみならず、様々な自然災害等を想定した実践的な避難訓練を行うなど、幼児・児童・生徒が自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」を育成するとともに、高校生においては支援者となる観点を踏まえ、「共助」に関する意識の向上を図ること。  イ　防災計画を策定し、日頃から教職員の連絡・配備体制について周知徹底を図るとともに、危機管理マニュアルの見直しを行うなど、災害に備えた危機管理体制の確立を図ること。 |
| （17）【学校の体育活動中の事故防止の取組み】 　　依然として、学校における体育活動中の事故が発生している状況を踏まえ、体育の授業や体育的行事、運動部活動等の体育活動に係る事故防止に万全を期することが必要である。  ア　学校における体育活動中の事故防止対策等について、必要に応じて見直すとともに、適切な対応がなされるよう、学校全体で指導の徹底を図ること。 | （18）【学校の体育活動中の事故防止の取組み】  　　依然として、学校における体育活動中の事故が発生している状況を踏まえ、体育の授業や体育的行事、運動部活動等の体育活動に係る事故防止に万全を期することが必要である。  ア　学校における体育活動中の事故防止対策等について、必要に応じて見直すとともに、適切な対応がなされるよう、学校全体で指導の徹底を図ること。 |